

私たちがよく耳にする『奄振』とは、奄美群島振興開発特別措置法(以下、奄振法)という法律を指しており、決して公共事業のみを指すものではありません。

昭和29年に、5年間の時限立法として制定されたこの法律は、名称や目的を変更しながら延長を重ね、平成25年度末で期限切れとなります。

これまで奄振法によってどのような事が行われてきたのか、また、今後の延長に向けた取り組みについて数回に分けて説明をします。シリーズ1回目は、『奄振法とは』です。

【法律の目的】

『奄美群島の特殊事情』に鑑み奄美群島振興開発基本方針(※1)に基づき総合的な奄美群島振興開発計画を策定し、それに基づく事業の推進等特別の措置を講ずること、地理的及び自然的特性に即した奄美群島の振興開発を図り、もって奄美群島の自立的発展を図る。

※1 国土交通大臣等が、奄美群島開発審議会の議を経て、関係行政機関の長と協議して基本計画を策定する。

『奄美群島の特殊事情』とは

● 本土から隔絶された外海離島であり、外洋遠隔性、それに起因する移動コスト・物流コストの増大の地理的・特殊事情による不利性。
● 終戦後、昭和28年まで米軍統治下に置かれていた歴史的特殊事情による不利性。
● 台風常襲地帯であり、農産物への特殊病害虫の発生があるほか、大島と徳之島にはハブが生息している等の自然的特殊事情による不利性。

奄振法の概要

これら以外には…

公共事業に係る補助率のかさ上げ、地方債についての配慮、医療の確保・交通の確保・農林水産業の振興・就業の促進・情報の流通や通信体系の充実・教育の充実・高齢者の福祉の増進についての配慮等、多岐にわたる支援措置があります。

奄美群島振興開発事業の推進(※2)

税制上の優遇(※3)

奄美群島振興開発基金(※4)

※2 主に郡内の公共事業・非公共事業(奄美農業創出支援事業も含まれる)の社会資本整備等に係る部分。

※3 一部業種における所得税及び法人税に係る特別償却制度(国税)や、事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に伴う減収補填措置(地方税)の優遇措置を行う。

※4 振興開発計画に基づく事業に伴い民間事業者に対する必要な資金の供給(融資、債務保証)を行う。

善意

知名町ふるさとまちづくり基金(ふるさと納税)へのご寄附、お礼申し上げます。

ご氏名(敬称略)	ご住所	ご寄附金額
石田 秀輝	茨城県仙台市	100,000円
山口 貞善	大阪府大阪市	-
福吉 ウト	兵庫県神戸市	-
元栄 義則	沖縄県豊見城市	50,000円
富田 サト	鹿児島県始良市	-

※ご了解いただいたものについて掲載しています。

【お問合せ先】

企画振興課 内線 145

【出前講座を実施します】

奄振法をより知っていただくために、出前講座を実施します。10人程度のグループでお申し込みください。

【法延長への取り組みとして】

今年度に入り、奄美群島振興開発計画策定のためのアンケート調査や現地での各種団体意向調査等を行いました。また、より地元の意見を反映させるために、将来の奄美群島のあるべき姿を示す「奄美群島成長戦略ビジョン」の策定を進めています。